

### 第35節 電力施設災害応急対策計画

災害時における四国電力㈱の応急対策計画は、本計画の定めるところによるものとする。

〔 実施機関 〕  
四国電力㈱

#### 第1 災害時における電力の供給計画

災害時において、電力供給の異常事態が発生し、又は発生が予想される場合においては、次により供給の安定を図るものとする。

- 1 県内の需給バランスが確保できる系統構成を施す。
- 2 需給バランスについて、系統上県内供給力が不足する場合においては、自家用発電設備を保有する需要家に対し、発電余力の受電について交渉するとともに、負荷の重要度に応じて供給力を確保するものとする。

#### 第2 災害時における電気の保安

各事業所の責任者は、災害時において送電を継続することが危険と認められる場合は、関係箇所と連絡のうえ、事故の拡大を防止するため当該地域の予防停電を実施するものとする。

予防停電は、被害の状況及び需要家に及ぼす影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置をとるものとする。

#### 第3 災害時における応急工事

災害が発生したときは、災害の規模、被災施設の状況に応じ、電力の早期供給を眼目とし、関係箇所との緊密な連絡のもとに、被災設備に対する状況をすみやかに調査把握し、人員、資材・機材、機動力等を最大限に活用するとともに、感電事故防止に十分留意しつつ、次により応急工事を実施するものとする。

##### 1 発電設備

仮設備等により早期の電力供給に努めるとともに被災機器の復旧を図る。

##### 2 送電設備

被害の状況、線路の重要度等を考慮し、必要に応じ仮設備を実施するとともに被害線路の復旧を図る。

##### 3 配電設備

保安上支障のない限り、支持物、電線等の手持資材並びに既設設備の活用によって、仮復旧を行うとともに、他ルートから逆送並びに移動用ケーブル、発電機車等の利用により迅速な復

旧送電を図るものとする。

#### 4 通信設備

災害によって通信回線が途絶した場合は、回線種別に応じ必要最小限の回線数を迂回ルートによって確保する。また、通信機械室、電源室等の浸水により、通信機器が使用不能となった場合は、極超短波、超短波帯の移動無線設備等により、これら区間回線の構成に努めるものとする。

支持物が倒壊、折損、流出した場合は、健全な建築物、樹木等により応急的処置を講ずるものとする。

#### 第4 ダム、せき、水門等の管理

高えん堤の管理は、河川法の定めるところにより行うものとし、えん堤ごとに管理主任技術者を置き、管理主任技術者は、常置の土木保守員を指揮監督してダムを管理するものとする。

洪水時の対策措置は、次のとおり実施するものとする。

- 1 洪水時においては、降雨量の変化状況等を勘案し、貯水池への流入量の把握に努めるものとする。
- 2 放流を行おうとする場合は、事前に電話等により下流の発電所のえん堤に連絡するとともに、警報設備並びに地元公共機関を通じ下流地域に警報連絡を行うものとする。
- 3 放流にあたっては、ダム操作規程により、下流地域へ被害を与えないよう適切な管理を図るものとする。